

地震対策等専門部会の設置について

1 部会設置の目的

宮城県防災会議の下部組織として、学識経験者及び関係機関の職員等で構成する「地震対策等専門部会」を設置し、宮城県地域防災計画（震災対策編）の見直しに係る専門的事項の指導・助言を受ける。

2 部会委員の区分等

(1) 防災会議委員（1人）

(2) 防災会議専門委員

①学識経験者（3人程度）

学術分野：津波工学，地震学，地域計画など

②ライフライン等関係機関（2人程度）

関係分野：通信など

③国の機関（4人）

④市町村（1人）

⑤医療・福祉関係（1人）

3 部会の開催計画案

下記により部会を開催し、地域防災計画の見直し項目等について委員に検討いただき、専門的事項の指導・助言を受けるもの。

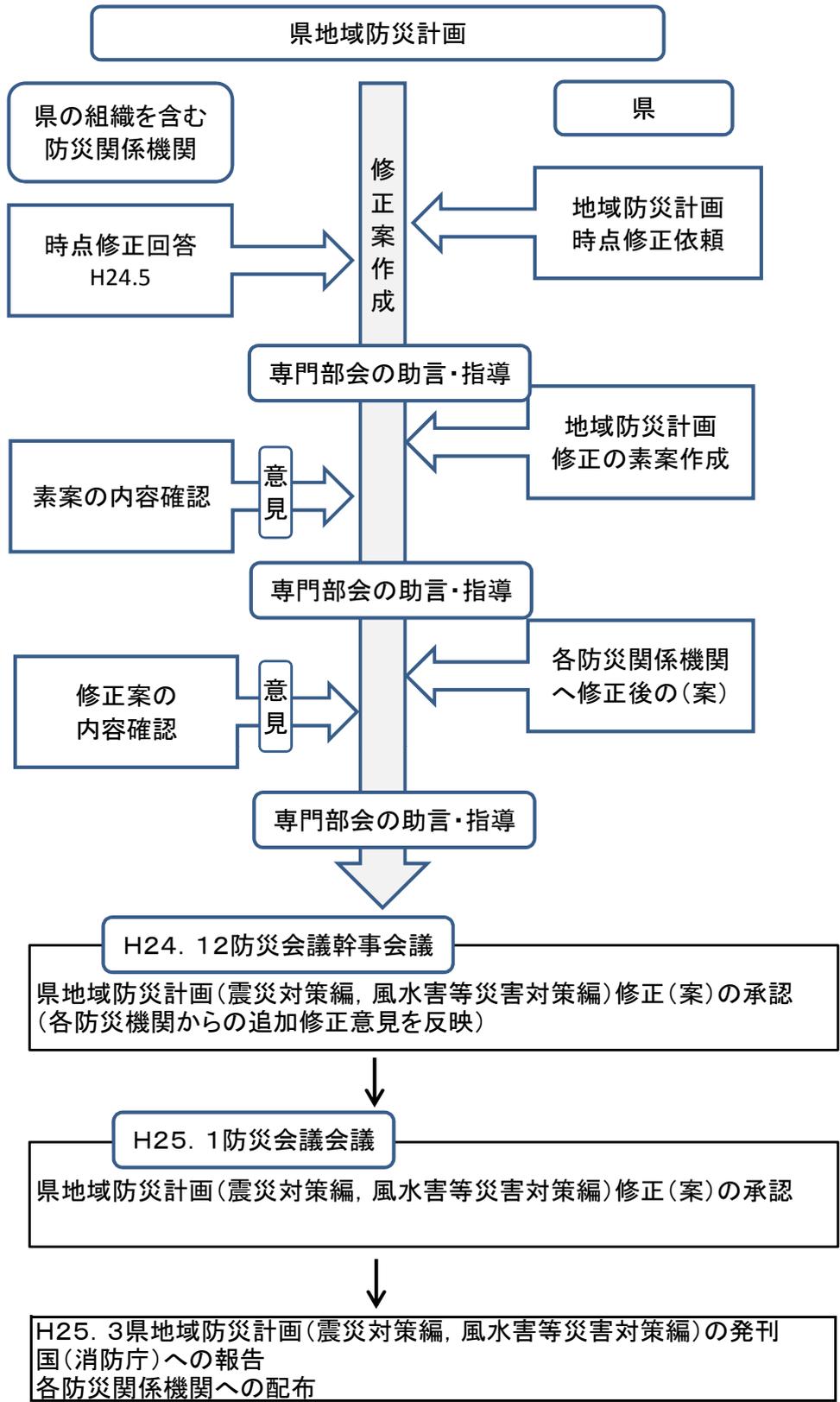
開催予定時期	名 称	検討項目	
平成24年度	6月	第1回地震対策等専門部会	見直し項目の検討
	9月	第2回地震対策等専門部会	地域防災計画素案の検討
	12月	第3回地震対策等専門部会	地域防災計画（案）の検討
	12月	（県防災会議幹事会）	（地域防災計画（案）の検討）
	1月	（県防災会議）	（地域防災計画の審議，承認等）

宮城県防災会議地震対策等専門部会委員名簿

任期：平成24年 月 日～平成25年3月31日

No	氏 名	所 属 ・ 役 職	備 考
●防災会議委員 【1人】			
1	ウエカリヤ 勘 上仮屋 尚	県総務部長	部会長防災会議委員
●専門委員（学識経験者） 【3人】			
2	イムラ フシユ 今村 文彦	東北大学大学院工学研究科 教授	津波工学
3	ウミノ 徳仁 海野 徳仁	東北大学大学院理学研究科 教授	地震学
4	マスタ サシ 増田 聡	東北大学大学院経済学研究科 教授	地域計画
●専門委員（ライフライン等関係機関） 【2人】			
5	マキ カツロウ 眞木 勝郎	東日本電信電話株式会社宮城支店 副支店長兼設備部長	通信
6	タグチ アキラ 田口 朗	株式会社NTTドコモ東北支社 サービス運営部長	通信
●専門委員（国の機関） 【3人】			
7	クサノ フジオ 草野 富二雄	仙台管区気象台 技術部 地震情報官	国の機関
8	ウメノリ ユウイチ 梅森 雄一	東北地方整備局 企画部 防災課長	国の機関
9	キノシタ ヒデキ 木下 秀樹	第二管区海上保安本部 海洋情報部長	国の機関
10	ヒロセ タケン 廣瀬 毅	東北経済産業局 総務企画部長	国の機関
●専門委員（市町村） 【1人】			
11	サウ ケンイチ 佐藤 健一	気仙沼市 危機管理監兼危機管理課長	市町村
●専門委員（保健福祉関係機関） 【1人】			
12	オオクボ クミコ 大久保 久美子	宮城県 医療政策専門監	医療・福祉

県地域防災計画(震災対策編)修正フロー図



宮城県防災会議地震対策等専門部会設置要綱（案）

（設置）

第1 宮城県地域防災計画（以下「計画」という。）の見直しに係る項目・内容等に関する専門的な事項の指導・助言を受けるため、宮城県防災会議地震対策等専門部会（以下「部会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2 部会は、次に掲げる事項を審議するものとする。

- （1）計画の修正に関すること。
- （2）その他計画修正のために必要な事項に関すること。

（組織等）

第3 部会は、宮城県防災会議委員及び専門委員をもって組織する。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。
- 5 部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代理するため、副部会長を置く。副部会長は、部会長が指名する。

（会議）

第4 部会の会議は、部会長が招集する。

- 2 部会の会議は、必要に応じ部会委員以外の者の出席を求めることができる。

（委任）

第5 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年 月 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。